

輪島漆再生プロジェクト実行委員会 運営規約

第1章 総則

(目的)

第1条 輪島漆再生プロジェクト実行委員会は、輪島市民をはじめ漆に関心のあるあらゆる人に対し、積極的な市民参加の仕組みを提供しつつ、漆の学習会や体験事業、漆のネットワークづくりを推進し、輪島漆の再生をはかり、漆に関わる新しい雇用の創出と、輪島漆器の再興により輪島地域の活性化に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 当会は、「輪島漆再生プロジェクト実行委員会」（以下委員会）と称する。

(事業)

第3条 委員会は次の事業及び活動を行う。

- (1) 漆の木の育成に関する啓発・実施事業
- (2) 漆の生産（漆掻き、漆精製）に関する啓発・実施事業
- (3) 漆の販売に関する啓発・実施事業
- (4) 漆に関わるあらゆる人のネットワークを構築する事業
- (5) 啓発・広報及び情報提供する事業
- (6) その他第1条の目的を達成するために必要な調査研究事業

(事務局の所在地)

第4条 委員会の事務局を石川県金沢市角間町に置く。

(規則及び細則)

第5条 この規約で定めるもののほか、必要な事項は、規則及び細則で定める。

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 委員会の会員は正会員のみとする。

(入会の申込)

第7条 会員になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した入会申込書を当会に差出し、その承諾を得なければならない。

- (1) 氏名又は名称又は商号並びに代表者氏名
- (2) 住所又は事業所の所在地
- (3) 生年月日

(会費等)

第8条 正会員は、年会費を徴収しない。

- 2 会員は随時、任意で寄付を行うことができる。

(自由脱退)

第9条 会員は、予め当会に通知した上で、当会を脱退することができる。

- 2 前項の通知は、その旨を記載した書面をもってしなければならない。

(その他の脱退)

第10条 会員は次の事由によって脱退する。

- (1) 会員たる資格の喪失
- (2) 死亡又は解散
- (3) 除名
- (4) 持分全部の喪失

第3章 役員会

(役員会の構成)

第11条 役員会は、正会員をもって構成する。

(代表)

第12条 役員会に代表1人を置く。

(役員会の議事)

第13条 役員会の議決は、出席者の合意においてのみ成立するものとする。但し、紛糾した場合は、代表に一任するものとする。

(役員会の議決事項)

第14条 役員会は以下の事項について議決する。

- (1) 事業計画の設定
- (2) 決算関係書類の承認
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) その他運営に関わる重要な事項

第4章 会計

(事業年度)

第15条 委員会の事業年度は、1月1日から12月31日までとする。

第5章 付則

(施行期日)

第16条 この規約は平成23年1月1日から施行する。

※平成27年5月1日一部改正